

平成 29 年度 飯南町農林業定住研修生 募集要項

飯南町（以下「町」）では、農業及び集落の後継者となる新規就農者の確保を目的とし、町に定住し、トマト・パプリカの生産を中心とした施設野菜での自営就農を目指す方を対象に、農業研修制度を実施しています。平成 29 年 4 月開始の研修生を下記のとおり募集します。

1 研修の内容

- ・研修修了後に自営就農するため必要となる知識、技能等の習得を目的としています。
- ・町が指定する農家、農業法人等の研修受入先で、トマト・パプリカ等施設野菜の栽培技術、農業経営に関する知識、農業機械の操作技術を習得する研修を行います。

■ 研修の流れ

1 年 目	<ul style="list-style-type: none">・農業の基礎知識や栽培技術を習得する期間であるとともに、地域になじむための期間です。・町が指定する農家、農業法人等の研修受入先で、トマト・パプリカ等の基礎実習を受講しながら、県農業普及員等の講師陣による基礎講座を受講します。・1年目の研修修了4ヶ月前頃から就農計画を作成します。町、島根県、JA等の関係機関が作成のサポートを行います。
2 年 目	<ul style="list-style-type: none">・認定を受けた就農計画に基づき、研修先で1年間を通じての生産や管理、出荷までの実務及び農業経営について学びます。特に必要があると認められる場合には、町外での現地視察や現地実習を行います。・研修期間中に空き家や農地を確保し、就農半年前からハウス建設等の施設整備を開始します。

※ 1年目の研修修了時点で、研修受入先の意見を参考にしながら、就農を目指し研修を続行する能力や状況があるか、関係機関が総合的に判断します。1年目の研修状況によっては、その後の研修を中止する場合があります。

2 研修期間等

研修期間	研修開始から 2 年間
研 修 日	月 20 日程度（農作業の関係で変更する場合あり）。
研修時間	1 日おおむね 8 時間程度（農作業の関係で変更する場合あり）。

3 研修生の待遇等

(1) 研修手当

年額 180 万円を 2 年間支給。

(注 1) 実家に居住する場合は年額 144 万円を支給。

(注 2) 中学生以下の子どもが同居する場合は年額 36 万円を上乗せし支給。

(2) 社会保険等

- ・ 研修に係る傷害保険料は、町が負担します（研修生自身が契約し、後で実費を支給します）。
- ・ 健康保険料及び年金保険料は、研修生の負担です。

(3) 研修中の住居

- ・ 空き家バンク登録住宅や町営住宅に入居が可能です。家賃は月額 1～2 万円、光熱水費が別途かかります。

(4) 自営就農のための支援

- ・ 研修修了後、地域に入って自営就農するための農地や住宅を、町が空き家バンクより確保します。
- ・ 自営就農のためのビニールハウス建設及び農機具購入を助成する制度や、町が建設したビニールハウスをリースする制度を用意しています。

(5) その他

- ・ 研修先へ移動するための車は、研修生自身で用意してください。燃料代は研修生の自己負担です。
- ・ 地域の行事や活動は、研修の支障にならない限り積極的に参加していただきます。研修修了後は居住する地域の自治会に加入します。
- ・ 研修生の都合により途中で研修を中止した場合、または、研修修了後 5 年間飯南町で農業に従事しなかった場合、原則として研修中に支給した研修手当を返還していただきます。

4 募集内容

募集期間	平成 29 年 1 月 4 日 (水) ~ 3 月 3 日 (金) (必着)
募集人員	2 名程度
応募資格	飯南町で就農を希望する方で、次の要件を全て満たす方。 ① 就農意欲が強く、研修修了後、飯南町で自営就農できる方 ② 飯南町が実施する 2 年間の農業研修を受講できる方 ③ 研修開始時に他で就業していない方 ④ 研修期間中、飯南町に居住できる方 (住所移転の必要あり) ⑤ 年齢はおおむね 40 歳までの方 (性別経験不問) ⑥ 心身ともに健康で、普通運転免許を持つ方
応募方法	以下の書類を提出してください。(郵送可) ① 飯南町農林業定住研修希望申請書 ② 現住所地の住民票 ③ 作文 (800 字程度、題:「私が飯南町で目指す農業」) ④ 履歴書 ⑤ 運転免許証の写し 申請書は、定住支援センターホームページ (http://iinan-teiju.jp/) からダウンロードするか、飯南町地域振興課へ電話・FAX・メール等でご請求ください。
選考日程 (予定)	平成 29 年 1 月 4 日 ~ 3 月 3 日 申請書受付 3 月 10 日頃 (予定) 面接 3 月 17 日頃 (予定) 採用決定・結果通知 4 月 1 日頃 (予定) 研修開始

5 その他

申請前に事前にご相談ください。

飯南町内や受入先の見学も随時受け付けています。

6 問合せ・申請先

飯南町役場 地域振興課 (飯南町定住支援センター) 担当: 大江・岡本・田部

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880

TEL:0854-76-2864 / FAX:0854-76-2221 / メール:teiju-center@iinan.jp